

令和 4 年度建設工事契約調書

契約番号	49		
工事名及び工種	(仮称) 熊取町公民館・町民会館整備工事		建築一式
工事場所	熊取町 野田一丁目 地内他		
工事概要	NO.2のとおり		
契約の方法	制限付一般競争入札		
業者選定理由			
開札執行日	令和 4年 10月 28日 10時 00分		
開札場所	熊取町役場 北館3階 大会議室		
予定価格	1,562,800,000 【税抜：円】	1,719,080,000 【税込：円】	
最低制限価格	1,378,992,000 【税抜：円】	1,516,891,200 【税込：円】	
契約金額(当初)	1,378,992,000 【税抜：円】	1,516,891,200 【税込：円】	
契約金額(変更)			
契約業者	大阪府大阪市中央区南本町3丁目6番6号 株式会社 旭工建		
工期(当初)	議 決 日	～ 令和 6年 2月 14日	
工期(変更)		～ 令和 年 月 日	
		～ 令和 年 月 日	
入 札 業 者 名		入札金額(税抜：円)	摘 要
1	株式会社 旭工建	1,378,992,000	落札候補者順位 1位
2	コーナン建設 株式会社	1,440,000,000	落札候補者順位 2位
3	T S U C H I Y A 株式会社 関西支社	1,562,000,000	落札候補者順位 3位
4	青木あすなろ建設 株式会社 大阪本店		辞退
5	株式会社 シマ		辞退
6	大末建設 株式会社 大阪本店		辞退
7	大容建設 株式会社		辞退
8	株式会社 ナカノフドー建設 大阪支社		辞退
9	村本建設 株式会社 大阪支店		辞退
10			
11			
12			
13			
14			
15			
備考	(変更理由等) ※落札候補者順位は、応札金額の低い順に決定。 令和4年10月31日開催の熊取町建設工事等業者選定委員会における審査の結果、 株式会社 旭工建を落札者に決定しました。 議決日：令和4年11月11日		

- 1 熊取町公民館・町民会館大規模改修工事

防水改修工事	478m ²
外壁改修工事	1,379m ²
内装改修工事	981m ²
耐震改修工事	1式
昇降機設備工事	1基
電気設備工事	1式
機械設備工事	1式
その他工事	1式
- 2 熊取町町民会館ホール新築工事

用途	劇場
構造	鉄筋コンクリート造2階建（一部鉄骨造）
建築面積	1,319.71m ²
延床面積	1,454.64m ²
基礎形式	杭基礎
所要室	舞台、客室、ホワイエ、リハーサル室、楽屋 事務室、男子トイレ、女子トイレ、多目的トイレ
- 3 既設熊取町町民会館ホール解体工事

構造	鉄筋コンクリート造2階建（一部鉄骨造）
基礎・躯体解体工事	406m ²
内装解体工事	1式
舞台設備・機構撤去工事	1式
客席撤去工事	1式
電気設備撤去工事	1式
機械設備工事	1式
その他工事	1式
- 4 屋外整備工事

外構工事	1式
電気設備工事	1式
機械設備工事	1式
- 5 区域外整備工事

区域外施設改修工事	1式
区域外屋外整備工事	1式
機械設備工事	1式

入札参加資格

本工事の入札に参加できるのは単体企業のみとし、その資格は、熊取町建設工事等業者資格審査要綱（以下「要綱」という。）第5条第3項の規定による令和4年度熊取町建設工事入札参加有資格者名簿に登録されている者で、次の要件を満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 熊取町入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を、入札関係図書請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (3) 熊取町契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札参加除外措置を、入札関係図書請求期限日から開札日までの間で受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件（以下「旧更生事件」という。）に係る同法による改正前の会社更生法（昭和27年法律第172号。以下「旧法」という。）第30条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てを含む。以下「更生手続開始の申立て」という。）をしていない者又は更生手続開始の申立てをされていない者であること。ただし、会社更生法第41条第1項の更生手続開始の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生手続開始の決定を含む。）を受けた者については、その者に係る会社更生法第199条第1項の更生計画の認可の決定（旧更生事件に係る旧法に基づく更生計画の認可の決定を含む。）があった場合にあつては、更生手続開始の申立てをしなかった者又は更生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあつては、再生手続開始の申立てをしなかった者又は再生手続開始の申立てをされなかった者とみなす。
- (6) 所在地要件 大阪府内に営業所を有していること。
- (7) 等級別区分 「建築一式A」に登録があること。
- (8) 建設業許可 登録営業所において次の全ての条件を満たしていること
 - ①「建築一式工事」に関し、特定建設業の許可を有している。
 - ②「土木一式工事」に関し、特定建設業許可を有し、（P点）の数値が850点以上ある。
 - ③「解体工事」に関し、特定建設業許可を有し、（P点）の数値が700点以上である。
- (9) 経営事項審査 令和3年3月27日以降の経営事項審査を受けていること。
- (10) 工事实績 以下の工事实績を有していること。
国、特殊法人等又は地方公共団体発注の公共工事のうち、公告日から過去10年以内に工事を完了し引き渡した「建築一式工事」で、請負金額が12億円以上の新築工事を元請（共同企業体により受注したものを除く。）として施工した実績があること。
- (11) 配置予定技術者 以下の条件を満たす技術者を配置できること。
 - ①「建築一式工事」、「土木一式工事」、「解体工事」に係る監理技術者資格を有し、監理技術者講習を修了している者
 - ②当該工事の現場常駐、専任できる者
 - ③参加申込時点において、当該事業所と直接的かつ恒常的な雇用関係（3か月以上）が確認できる者
- (12) 配置予定現場代理人 以下の条件を満たす者を配置できること。
 - ①当該工事の現場に常駐、専任できる者
 - ②参加申込時点において、当該事業所と直接的な雇用関係が確認できる者
 ※監理技術者と現場代理人の兼任は可能とする。